

令和3年5月市議会臨時会提出議案

八 尾 市

議案第47号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和3年5月18日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第6号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和3年4月23日専決

八尾市長 山本桂右

記

1 和解の相手方

甲 *****

** **

乙 *****

** **

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方甲に対し、本件事故に係る人身損害賠償として、金863,720円の支払義務のあることを認め、既払いの金429,220円を除き、金434,500円を相手方指定の口座に支払う。
- (2) 本市は、相手方乙に対し、本件事故に係る物的損害賠償として、金150,000円を支払う。
- (3) 今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3 事故の概要

令和2年12月14日午後1時20分頃、八尾市役所地下駐車場において、本市教育委員会事務局職員が公用軽自動車を後退させたところ、後方不注意により、当該公用軽自動車の後方に停車していた相手方甲の運転する相手方乙の車両に接触し、相手方甲が頸椎捻挫及び腰椎捻挫の負傷をするとともに、相手方乙の車両に損害が生じたものである。

議案第48号

八尾市長等の常勤特別職職員の期末手当の特例に関する条例制定
の件

八尾市長等の常勤特別職職員の期末手当の特例に関する条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和3年5月18日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活が厳しい状況になっていることを考慮し、令和3年6月に支給する市長及びその他の常勤特別職職員の期末手当を減額する措置を講ずるにつき、条例を制定する必要があるもので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市長等の常勤特別職職員の期末手当の特例に関する条例

特別職の職員で常勤のものに対して令和3年6月に支給する期末手当の額は、八尾市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和44年八尾市条例第17号。以下「特別職給与条例」という。）第4条（教育長の給与等に関する条例（昭和39年八尾市条例第31号）第2条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、特別職給与条例第4条の規定により算出した額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

- (1) 市長 100分の70
- (2) 副市長 100分の90
- (3) 病院事業管理者 100分の95
- (4) 水道事業管理者 100分の95
- (5) 監査委員 100分の95
- (6) 教育長 100分の95

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

令和3年度八尾市一般会計第5号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和3年度八尾市一般会計第5号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和3年5月18日提出

八尾市長 山本桂右

令和3年5月市議会臨時会提出議案

令和3年5月発行（R3-36）

八尾市総務部政策法務課